

国の機関又は地方公共団体が行う行為について

国の機関又は地方公共団体（以下「国の機関等」という）が行う行為については、「景観法に基づく行為の届出」は必要なく、代わりに「景観法に基づく行為の通知」が必要です。

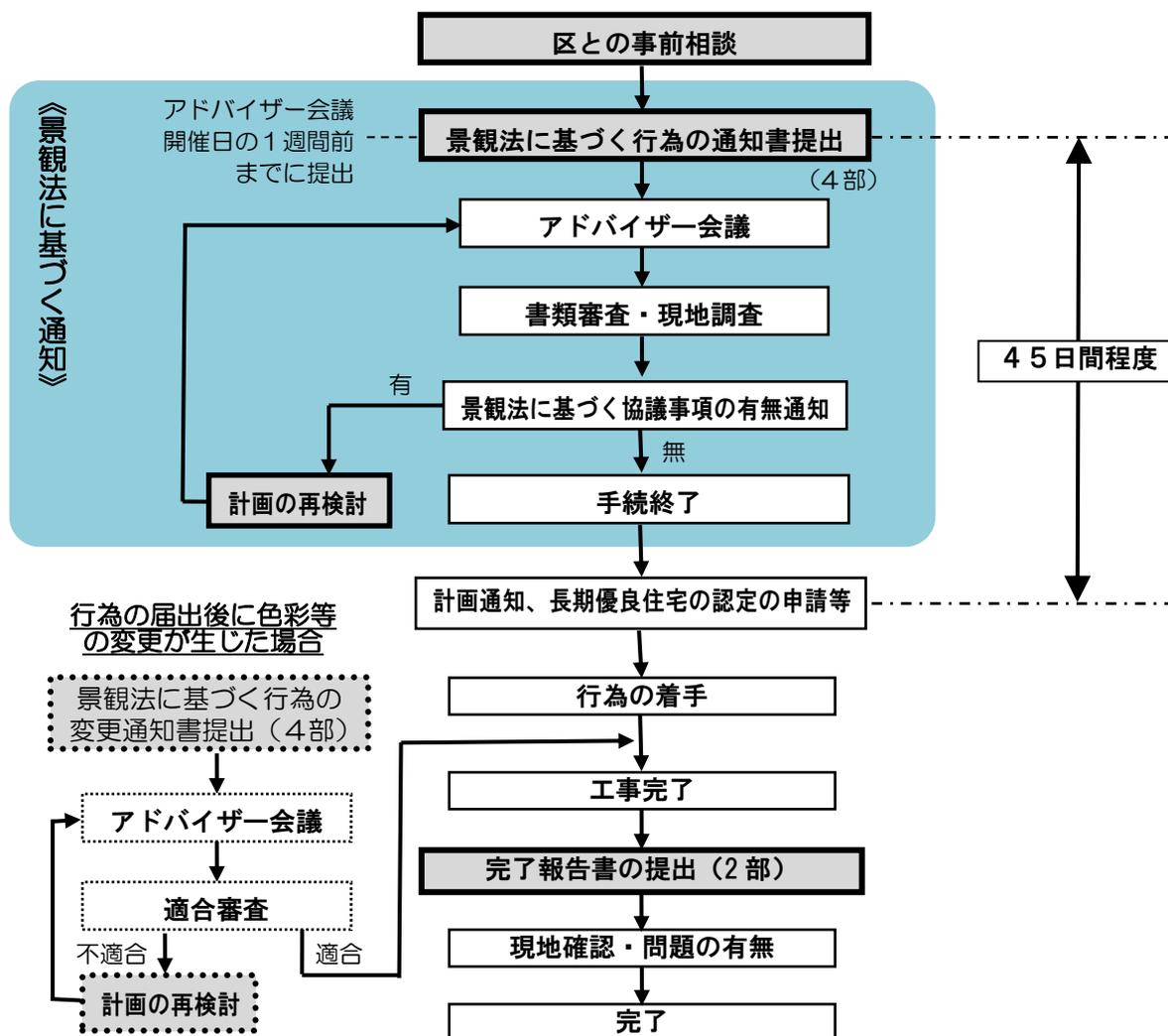
また、景観法に基づく罰則の適用がありません。

規模や制度の主旨などは、届出に示す事項と変わりませんが、具体的には以下のような手続上の違いがあります。国の機関等においては、本ページをご覧ください、景観法に基づく手続を行ってください。

1-① 対象行為・規模 → 事前協議パンフレットの対象行為・規模と変わりません。

1-② 届出の流れ

→ 「文京区景観づくり条例による事前協議」は必要ありません。「景観法に基づく行為の届出」の代わりに、「景観法に基づく行為の通知」が必要です。具体的な流れは、以下のとおりです。



1-③ 届出書類

→ 景観計画区域内における行為の通知書及びパンフレットの届出書類に掲載している事前協議図書を、景観法に基づく行為の通知を行う際に提出してください。

1-④ 景観配慮事項等

→ 景観形成基準に記載している事項に加え、『「文京区景観計画」に定める「公共施設の整備に関する景観配慮事項」』に沿って、景観へのご配慮をお願いします。（ただし、景観法に基づく罰則の適用はありません。）